

平成 24 年度 環境省税制改正要望の結果について

平成 23 年 12 月

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制全体のグリーン化

（1）「地球温暖化対策のための税」の導入

平成 24 年度税制改正大綱（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）において、以下のように盛り込まれた。

第 2 章 各主要課題の平成 24 年度での取組み

5. 環境関連

（2）エネルギー課税

① 地球温暖化対策のための税の導入

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題です。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990 年代以降、燃料などの CO₂ 排出源に対する課税を強化し、価格メカニズムを通じた CO₂ 排出の抑制や企業による省エネ設備導入の支援などを行う施策が進められています。

我が国では、温室効果ガスの約 9 割をエネルギー起源 CO₂ が占めており、今後、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化などのエネルギー起源 CO₂ の排出抑制対策を強化することは不可欠です。

こうした状況に鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成 23 年度税制改正では、上記の考え方にに基づき、「地球温暖化対策のための税」を盛り込んだところですが、国会における審議の結果、この改正事項については見送られることとなりました。この改正事項については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成 24 年度税制改正において、引き続き、

実現を図ります。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとします。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とします。

このように「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保します。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとします。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとします。

② 揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税

国及び地方の財政事情が非常に厳しい状況にあることや、地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。

③ 森林吸収源対策

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。

④ 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策につ

いて様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章 平成24年度税制改正

4. 消費課税

(2) 地球温暖化対策のための税

- ① 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せします。
- ② 「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とします。その結果、上乗せ分を合わせた石油石炭税の税率は、次のとおりになります。

	原油・石油製品 〔1kl 当たり〕	ガス状炭化水素 〔1 t 当たり〕	石 炭 〔1 t 当たり〕
現行	2,040 円	1,080 円	700 円
改正案	2,800 円	1,860 円	1,370 円

- ③ 上記の改正は平成24年10月1日から実施することとし、次のとおり所要の経過措置を講じます。

	原油・石油製品 〔1kl 当たり〕	ガス状炭化水素 〔1 t 当たり〕	石 炭 〔1 t 当たり〕
現行	2,040 円	1,080 円	700 円
平成24年10月1日	2,290 円	1,340 円	920 円
平成26年4月1日	2,540 円	1,600 円	1,140 円
平成28年4月1日	2,800 円	1,860 円	1,370 円

- ④ 現行石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている次のイからホについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても、免税・還付措置が適用されます。

- イ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等
- ロ 輸入特定石炭
- ハ 沖縄発電用特定石炭
- ニ 輸入・国産農林漁業用A重油
- ホ 国産石油アスファルト等

⑤ 次のイからへについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ、平成 26 年 3 月 31 日までの間、免税・還付措置を設けることとします。

- イ 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭
- ロ 内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油及び軽油
- ハ 鉄道事業に利用される軽油
- ニ 国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料
- ホ イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭
- へ 農林漁業に利用される軽油

⑥ その他所要の措置を講じます。

7. 検討事項

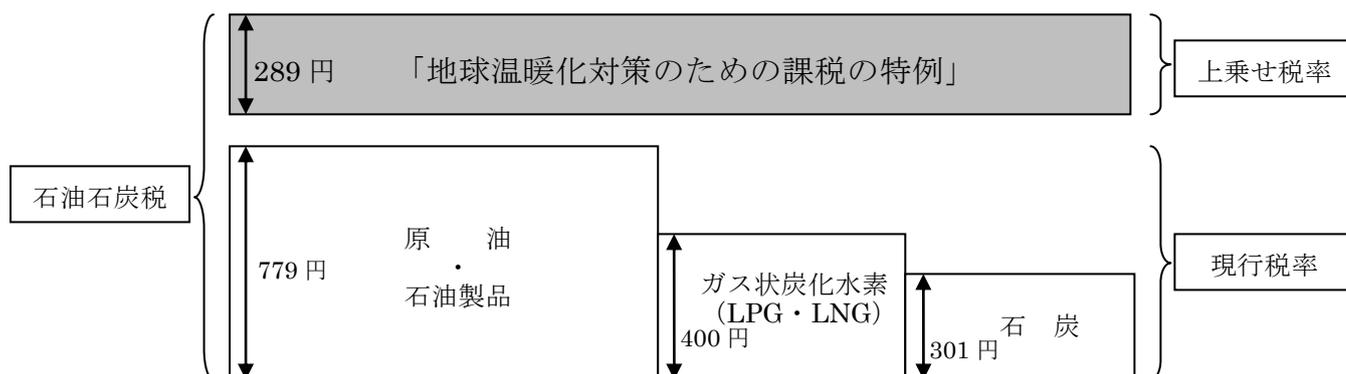
〔国税〕

(7) 地球温暖化対策については、今回「地球温暖化対策のための税」として、CO₂排出抑制に資する観点から新たに設けられた「地球温暖化対策のための課税の特例」、国内排出量取引制度、再生可能エネルギー全量固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠であり、各施策の進捗を踏まえ、その整合性や政策効果の検証を行っていくこととします。

〔国税・地方税共通〕

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

<参考> 「地球温暖化対策のための課税の特例」のCO2排出量1トン当たりの税率



出典：平成22年度第23回政府税制調査会（12月15日）資料

（2）車体課税の一層のグリーン化等（自動車重量税、自動車取得税、自動車税）

平成24年度税制改正大綱において、以下のように盛り込まれた。

第2章 各主要課題の平成24年度での取組み

5. 環境関連

（1）車体課税

車体課税については、自動車産業を巡る状況、地球温暖化対策や国及び地方の財政状況などを踏まえて、簡素化、グリーン化、負担の軽減等の観点から、見直しを検討しました。

自動車重量税については、平成24年度において、車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準（燃費基準等の切り替えに応じて変更。現時点では平成27年度燃費基準等）を満たしている自動車には、本則税率を適用するとともに、それ以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、13年超の自動車を除き、引き下げを行います。

また、地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点を踏まえ、いわゆる「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で、平成27年4月まで3年延長することとします。

自動車取得税については、平成24年度において、地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点を踏まえ、いわゆる「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うことなどに

より、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化を図った上で、平成27年3月まで3年延長します。

また、自動車税については、平成24年度において、軽課・重課の組合せによる税込中立を図ることを前提に、燃費基準等の切り替えを行った上で、いわゆる「グリーン化特例」を平成26年3月末まで2年延長します。

第3章 平成24年度税制改正

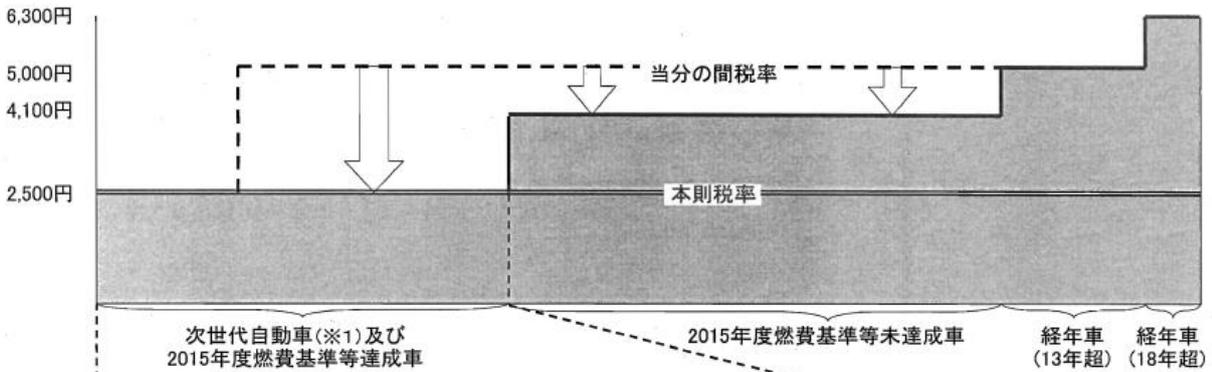
7. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(4) 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行います。

<参考1> 自動車重量税の見直しの内容

○ 自家用乗用車の場合の税率(0.5t・年あたり)



	車検1回目 (~3年)	車検2回目 (~5年)	車検3回目 (~7年)	車検4回目 以降
次世代自動車及び 2015年度燃費基準 +20% 等	免税	50%軽減	本則	本則
2015年度燃費基準 +10% 等	75%軽減	本則	本則	本則
2015年度燃費基準 達成 等	50%軽減	本則	本則	本則

※1 次世代自動車
 ・電気自動車
 ・プラグインハイブリッド自動車
 ・クリーンディーゼル乗用車
 ・天然ガス自動車
 ・ハイブリッド自動車
 (2015年度燃費基準+20%
 超過達成のものに限る)

※2 車検証の交付等の時点において一定の燃費基準等(現時点では2015年度基準:自動車の燃費基準等の切り替えに応じ変更)を満たしている車については、本則税率を適用。

出典：平成23年度第25回政府税制調査会(12月10日)資料

<参考2>自動車取得税の見直しの内容

区 分	自動車取得税の軽減率等
次世代自動車（注）及び 2015年度燃費基準 +20%	免 税
2015年度燃費基準 +10%	75%軽減
2015年度燃費基準 達成	50%軽減
2015年度燃費基準 未達成	当分の間

注：「次世代自動車」とは、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成17年排出ガス基準+75%達成）、ハイブリッド自動車（2015年燃費基準+20%超過達成のものに限る）及びクリーンディーゼル乗用車。

出典：平成23年度第25回政府税制調査会（12月10日）資料

（3）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る。）を電気に変換する一定の設備で同法に規定する認定を受けたものを取得する場合における当該設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2/3とする措置を2年間講ずることとされた。

（4）一定の省エネ性能を満たす新築住宅に係る投資型減税の延長（所得税）

省エネ性能をその要件に含む認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（標準的な性能強化費用相当額の10%相当額をその年分の所得税額から控除）について、税額控除額の上限額を50万円（現行：100万円）に引き下げた上、その適用期限を2年延長することとされた。

(5) 特定認定長期優良住宅を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置の延長（不動産取得税）

省エネ性能をその要件に含む認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（当該住宅の価格から 1,300 万円（通常の新築住宅は 1,200 万円）を控除）について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

(6) 特定認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（固定資産税）

省エネ性能をその要件に含む認定長期優良住宅（新築）について、新たに固定資産税が課される年度から 5 年度分（中高層耐火建築物は 7 年度分）（通常の新築住宅は 3 年度分（中高層耐火建築物は 5 年度分））に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額から 1/2 を減額する措置について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

なお、新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、平成 24 年度税制改正大綱において、以下のとおりとされている。

7. 検討事項

〔地方税〕

(3) 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、住宅の質の向上を図る政策への転換、適正なコストによる良質な住宅の取得等の住宅政策の観点から、平成 26 年度税制改正までに、社会経済の情勢を踏まえつつ、他の税目も含めた住宅税制の体系と税制上支援すべき住宅への重点化等そのあり方を検討します。

(7) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る税率の軽減措置の延長（登録免許税）

省エネ性能をその要件に含む特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、戸建て住宅に係る所有権の移転登記に対する軽減税率を 2/1000（現行 1/1000）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

2 公害防止、廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 廃棄物処理業用設備に係る耐用年数の見直し（法人税・所得税）

廃棄物処理業用設備について、個別の指定設備とされていないために現行17年となっている法定耐用年数を実態に合わせて縮減する措置について、今回は見送られた。

(2) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の延長（法人税・所得税）

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）制度に基づく積立金を損金又は必要経費に算入できる措置について、その適用期限を2年延長することとされた。

(3) PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却の延長（法人税・所得税）

PCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却制度（初年度8/100）については、延長が行われないこととされた。

(4) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

公害防止用設備のうち、汚水処理用施設、ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場、PCB廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物溶接施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（1/3（ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場については1/2））について、その適用期限を2年延長することとされた。

(5) 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を3年延長することとされた。

なお、軽油引取税に係る課税免除措置については、平成24年度税制改正大綱において、以下のとおりとされている。

7. 検討事項

[地方税]

(7) 軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討します。

(6) 産活法に基づく認定を受けた者に係る登録免許税の軽減措置の延長 (登録免許税)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長することとされた。

- (1) 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記
5/1000（現行 3.5/1000）
- (2) 分割による法人の設立等の場合における次の登記
 - ① 不動産の所有権の移転登記 4/1000（現行 2/1000）
 - ② 船舶の所有権の移転登記 23/1000（現行 12/1000）

3 その他環境関連施策の推進

(1) 環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置の創設（固定資産税）

環境教育等促進法の成立を受けて、自然体験学習の拠点となっている設備等の体験の機会の場の利用を促進するため、環境教育・環境保全活動拠点に係る固定資産税の課税標準を1/2に軽減する措置の創設について、今回は見送られた。

(2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（上乘せ分）の恒久化（法人税・所得税・法人住民税）

試験研究費の総額に係る税額控除制度のうち上乘せ措置（試験研究費の増加額の5%を控除する増加型と、平均売上金額の10%を超える試験研究費の額から一定額を控除する高水準型の選択制）について、その適用期限を2年延長することとされた。

(3) 放射性物質による汚染への対処を促進するための特例措置の創設（法人税・所得税・個人住民税）

放射性物質環境汚染対処特措法に基づき、汚染廃棄物等に係る処理施設を設置するため土地収用等に伴い支払われる補償金等について、譲渡所得の特例として5,000万円の特別控除等の措置を講ずることとされた。